

平成13年7月1日 保健福祉局長決定  
平成20年4月1日 一部改正  
平成21年4月1日 一部改正  
平成22年7月1日 一部改正  
平成23年4月1日 一部改正  
令和2年4月1日 一部改正  
令和5年4月3日 一部改正

## 神戸市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号、以下「法」という。）第9条第3項から第10項までに定める、国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の返還及び国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証」という。）の交付、並びに法第63条の2に定める保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止め及び当該一時差止めに係る保険給付の額から滞納保険料額の控除に関し必要な事項を定めることにより、保険料収入の確保を図るとともに、保険料負担に関する被保険者間の負担の公平を図り、もって神戸市国民健康保険事業の円滑な運営に資することを目的とする。
- 2 保険料を滞納している世帯主に対する、被保険者証の返還、資格証の交付、保険給付の一時差止め及び保険給付額から滞納保険料額の控除については、法令及び神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月19日条例第24号。以下「条例」という。）等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(被保険者証の返還対象者)

- 第2条 保険料の滞納を理由に被保険者証の返還を求める者は、法第9条第3項に規定する世帯主であつて、保険料の納期限から1年間が経過した滞納保険料がある者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯主に対しては、被保険者書証の返還を求めないことができる。
- (1) 直近1年間に一定額以上の保険料を納付している
  - (2) 区長が必要と認めるとき

(被保険者証の返還における弁明の機会の付与)

- 第3条 市は、前条に定める世帯主に対し被保険者証の返還を求めるにあたっては、あらかじめ行政手

続法（平成5年11月12日法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、被保険者証の返還措置の原因となる保険料の滞納につき弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項に規定する弁明は、弁明書の提出によって行うものとする。ただし、区長が弁明書によることが困難と認めた場合は、口頭で弁明することができる。
- 3 市は、前2項に定める弁明の機会において、当該保険料の滞納につき災害その他国民健康保険法施行令（昭和33年12月27日政令第362号。以下「法施行令」という。）第1条で定める特別の事情（以下「政令で定める特別事情」という。）があること、又は法第9条第3項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他法施行規則第5条の5に定める医療に定める医療に関する給付（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者があることの届出を求めるものとする。
- 4 市は、前3項に定める弁明書の提出を求める際は、10日以上20日以内の範囲で期限を定めて行うものとする（第2項に規定する口頭による弁明を含む。以下同じ。）

#### （被保険者証の返還）

第4条 市は、前条に規定する弁明書（口頭による弁明を含む。）及び届出書（以下、「弁明書等」という。）によっても、当該世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができることを認めるとき、若しくは特別事情に該当すると認められないとき、又は提出期限までに弁明書等の提出がないときは、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

#### （資格証の交付等）

第5条 市は、前条の規定により、当該世帯主が被保険者証を返還したとき、又は法施行規則第5条の7第2項の規定により返還があったものとみなされたときは、法第9条第6項の規定により、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者、及び、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「子ども」という。）を除く。）に係る資格証を速やかに交付するものとする。

ただし、その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は子どもであるときには、それらの者に係る被保険者証を速やかに交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの規定により被保険者証の対象となっている被保険者が、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は子どもであるとの条件に該当しなくなったときの被保険者証の返還を求める手続きは、前2条に定める保険料の滞納を理由として被保険者証の返還を求める手続きに準じるものとする。

#### （資格証交付世帯の異動及び変更）

第6条 資格証の交付を受けている世帯主の属する世帯につき、資格の取得、喪失、異動又は変更の届け出があった場合の資格証の取扱いについては、次の各号によるものとする。

(1) 一部加入

転入、他の健康保険の資格喪失等により国民健康保険の資格を取得し、資格証の交付を受けている世帯主の属する世帯の世帯員となったときは、世帯主に対しその世帯員の資格証を交付するものとする。

(2) 区間異動

資格証の交付を受けている世帯主の属する世帯が、市内他区へ異動したときは、転入区においても引き続き資格証を交付するものとする。

(3) 世帯分離

資格証の交付を受けている世帯主の属する世帯が、世帯分離したときは、資格証の交付を受けている世帯主に対し分離した世帯員の資格証及び被保険者証（以下「資格証等」という。）の返還を求め、新たに分離した世帯の世帯主に対しては被保険者証を交付するものとする。

(4) 世帯合併

資格証の交付を受けている世帯主の属する世帯が、被保険者証の交付を受けている世帯主の属する世帯へ編入（世帯合併）したときは、資格証の交付を受けている世帯主に対し資格証等の返還を求め、合併世帯の世帯主に対し編入した世帯員の被保険者証を交付するものとする。

また、被保険者証の交付を受けている世帯主の属する世帯が、資格証の交付を受けている世帯主の属する世帯へ編入したときは、被保険者証の交付を受けている世帯主に対し被保険者証の返還を求め、編入した世帯員の資格証を交付するものとする。

(5) 世帯主の変更

資格証の交付を受けている世帯主の属する世帯において、世帯主の変更があった場合、旧世帯主に対し資格証等の返還を求め、新世帯主に対し被保険者証を交付するものとする。

2 資格証の交付を受けていた世帯主が資格喪失したのちに、再度世帯主として資格取得した場合で、第2条で規定する「被保険者証の返還対象者」に該当する場合は、有効期限の短い被保険者証を交付した上で、第3条の規定による弁明の機会の付与を行うものとする。

3 前各号に規定する資格証交付世帯の異動に関する手続きは、第5条第1項ただし書きの規定を準用する。

4 第1項各号に規定する資格証の取扱いについては、資格証の交付を免れる目的で世帯の異動がなされたと認められるときは、適用しないことができるものとする。（資格証の交付を受けていた世帯主に対し引き続き資格証を交付することができる。）

（資格証交付世帯への被保険者証の交付）

第7条 市は、資格証の交付を受けている世帯主が、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

(1) 滞納している保険料を完納したとき

(2) 法第9条第7項に規定する、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主に係る「滞納額の著

しい減少」があると認めるとき

(3) 政令で定める特別の事情があると認めるとき

2 市は、前項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当した場合にも、当該世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付することができる。

(1) 保険料の一定額以上の納付があり、残る保険料について市が別に定める『国民健康保険料の納付誓約取扱要領』に沿った納付計画を確実に履行すると認められるとき

(2) 国税徴収法第 66 条に規定する継続的な収入に対する差押により滞納保険料の完納が見込まれるとき

3 世帯主が資格証の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったことが判明したときは、市は、法第 9 条第 8 項の規定により当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

4 前各項に掲げるもののほか、世帯主が資格証の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者について医療を受ける必要が緊急に生じているとの申立てがあり、その内容が相当と認められる場合には、市は、当該被保険者に係る被保険者証を交付することができる。

(保険給付の一時差止めの対象者)

第 8 条 市は、保険料を滞納している世帯主に保険給付を支給するときは、当該世帯主に対し当該保険給付から滞納保険料を自主的に納付するよう指導するものとする。

2 市は、法第 6 3 条の 2 第 1 項で規定する保険料を滞納している世帯主より保険給付の申請があった場合は、保険給付の全部または一部の一時差し止めを行うものとする。ただし、以下の各号に該当する場合は、一時差し止めを猶予することができる。

(1) 被保険者証を交付している世帯

(2) 次条第 1 項及び第 2 項に規定する弁明の機会の付与のときにおいて、「政令で定める特別事情」が確認できたとき

(3) 区長が必要と認めるとき

3 市が、保険給付の全部又は一部の一時差し止め対象とする者は、当分の間、法第 6 3 条の 2 第 1 項に規定する者のうち資格証を交付された世帯主で、前項に定める保険給付の一時差し止めの猶予にあたらぬ世帯主とする。

(保険給付の差止めにおける弁明の機会の付与等)

第 9 条 市は、第 8 条第 3 項の世帯主からの、次条に規定する療養費等の給付申請に対して、保険給付の一時差し止めを行うときには、あらかじめ当該世帯主に対し政令で定める特別事情の届出書の提出を求めるものとする。

2 市は、前項に定める届出書の提出を求める際は、7 日以内の範囲で期限を定めて行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定は、保険給付の差止めにおける弁

明の機会の付与等に準用する。

- 4 市は、第1項に規定する届出書によっても特別事情に該当すると認められないとき、又は提出期限までに届出書の提出がないときは、法第63条の2第1項及び第2項の規定により当該世帯主に支給される保険給付の全部又は一部を一時差止めるものとする。

(給付差止めの対象となる療養費等)

第10条 前条に規定する一時差止めの対象となる保険給付の種類は次のとおりとする。

- (1) 入院時食事療養費の差額(法第52条)
- (2) 療養費(法第54条)
- (3) 特別療養費(法第54条の3)
- (4) 移送費(法第54条の4)
- (5) 高額療養費(法第57条の2) ただし、償還払い分に限る。
- (6) 出産育児一時金(条例第9条) ただし、当分の間平成21年10月1日以降の出産によるときは除く。
- (7) 葬祭費(条例第10条) ただし、当該世帯主からの請求の場合に限る。
- (8) 高額介護合算療養費(法57条の3)

(給付差止めの解除の要件)

第11条 第8条第6項の規定にもとづき、保険給付の全部又は一部の一時差止めを受けている世帯主が以下の各号のいずれかに該当する場合には、保険給付の一時差止めを解除する。

- (1) 滞納している保険料を完納したとき
  - (2) 政令で定める特別の事情があると認めるとき
  - (3) 滞納している保険料の納付により、滞納額が著しく減少したとき
- 2 世帯主が資格証の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったときは、当該被保険者にかかる保険給付の一時差止めを解除する。
- 3 前2項の場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当した場合にも、保険給付の一時差止めを解除することができる。
- (1) 保険料の一定額以上の納付があり、残る保険料について市が別に定める『国民健康保険料の納付誓約取扱要領』に沿った納付計画を確実に履行すると認められる場合
  - (2) 国税徴収法第66条に規定する継続的な収入に対する差押により滞納保険料の完納が見込まれる場合

(給付の額からの滞納保険料額の控除等)

第12条 市は、資格証交付世帯であって、第8条第2項の規定にもとづき、保険給付の全部又は一部の一時差止めを受けている世帯主が、納付指導によるもなお滞納保険料を納付しない場合、法第63

条の2第3項の規定により当該世帯主に支給される一時差止めに係る保険給付額から当該世帯主が滞納している保険料額を控除し、保険給付を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定により一時差止めに係る保険給付の額から滞納保険料を控除する場合には、法施行規則第32条の5の規定のとおり、あらかじめ当該世帯主に通知しなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により控除した保険給付額は滞納保険料に充当するものとする。

(納付相談の継続)

第13条 市は、資格証の交付を受けている世帯主及び保険給付の一時差止めを受けている世帯主に対しては、納付相談及び納付指導等を継続して行い、滞納保険料の収納に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉局国保年金医療課長が別に定める。

(施行期日)

附則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。